

あさみどりの会 令和8(2026)年度事業計画

1. あさみどりの会の基本理念

心身に障害のある人とのかかわりを通して、ボランティアの心を育み、すべての人々が共に良い人生を送れる社会づくりを行う。

2. 活動指針

①ボランティアの心を基調として活動する

法人設立の原点であるボランティア活動を事業の根幹として位置づけ、信頼関係に基づく人と人との関わりを最も大切にし、共生共存の社会づくりを行う。

②福祉運動のパイオニアとして活動する

障害のある人にもない人にも真の人間福祉を実現するために、人間探求の研究・研修を深め、人間援助の理論・方法を開発すると共に、福祉の心を広げるための社会啓発を行う。

③支援の基本姿勢は利用者本位で行う

支援者は人間の尊厳を基調として、利用者の心に聞きながら、愛と自由と安心の暮らしを実現できるように支援する。

④事業は開放的に運営する

事業・財務・人事等の情報を常に開示し、利用者・職員・市民の主体的参加のもとに、公正・公平な事業運営を行う。

⑤障害者の自立と地域生活を目標に支援を行う

幼児期からの早期発見・早期療育を経て成人期に至る発達支援を基本とし、地域社会の一員としての役割を果たしながら、地域で生き生きと暮らせることを目標に、各ライフステージに応じて一貫した支援を行う。

⑥障害児・者の家族と共に活動する

障害児・者の安心と心の豊かさを支える最大の資源である家族と共に、子どもの生涯に亘る豊かな人生を拓くための相互扶助体制づくりに取り組む。

⑦事業所は地域福祉の拠点として機能する

法人各事業所は障害児・者の発達支援・自立支援を行うと共に、その地域生活や社会活動を支援し、行政等他の機関と連携して地域のさまざまなニーズに対応する福祉の拠点として機能する。

3. 運営方針

(1) あさみどりの会の基本理念に基づく社会啓発を行う

障害のある人もない人も共に良い人生を送れる社会づくりのために、機関誌「療育援助」の発行、各種講演会、研修会、イベント、ホームページなどで社会に発信していくと共に、ボランティアの育成、施設の地域開放などにより社会との交流を深める。

(2) 幼児期から高齢期までライフサイクルに応じた一貫した支援を行う

心身に障害のある人が人間としてその意思及び人格を尊重され、幸せな生涯を全うできるようにするために、当法人が長年にわたって培ってきた理念のもと、幼児期から高齢期まで一人ひとりのライフサイクルに応じた一貫した支援を家族と事業所(支援者)が一体となって共に取り組む。

(3) 家族間の互助機能の充実と支援体制づくり

家族のグループ育成を通して家族同志の互助機能を高め、公的支援のみでは支えきれない部分も補う総合的支援を充実させるとともに、それを支援する体制を整える。また、特定非営利活動法人「蒼の会」含め、その他関係機関との連携を推進することにより、地域における真の人間福祉の実現をはかる。

(4) グループホームその他生活環境の整備と充実

障害のある利用者一人ひとりが安心して地域の中で暮らしていけるよう、入所施設やグループホーム、将来の更なる高齢化、重度化に対応しうる生活環境の整備と充実に向けた検討に努め、より質の高い生活が保障されるとともに、支援者にとっても働きがいのある楽しい職場にしていくために、最大限の配慮をしていく。

(5) 職員の資質の向上をはかる

各事業所における日々の実践を通して、職員一人ひとりの知識・技術の向上をはかり、事業及び支援に係る個別支援の会議・計画・記録等を着実に実施する。法人内の各種研修の充実をはかる。法人内各事業所間の経験交流や対外研修も含め、テーマをもって職員が主体的に研究・研修に取り組むことを奨励し費用の一部助成も行う。

(6) 事業経営の安定をはかる

当法人が営々と積み重ねてきた社会啓発活動と障害児者支援の実践を矜持とし、障害児・者福祉のパイオニアの自覚をもって、法人・事業所の役職員はもとより、関係者全員が制度の動向に柔軟に対応し、協力して経営の安定をはかることが必要である。

4. 組織強化

「あさみどりの風」と共に、あさみどりグループとしての共助関係を深めていくとともに、各事業所間の密接な連携と助け合いのもと、公益的な取組みと地域での活動を充実させ、各会議・委員会等の活動を通して情報共有及び人材育成の取り組みを行い、法人の基本理念に根差した法人経営を行うための組織強化をはかる。

- (1) **理事会**…法人の業務執行に関する意思決定機関として中長期計画、各年度の事業計画及び予算の策定、業務執行の決定、理事の職務執行における監督、理事長・業務執行理事の選定解職など法人運営の執行責任を負う。
- (2) **評議員会**…理事・監事の選任及び解任、貸借対照表・収支計算書・財産目録の承認、定款の変更及び財産の処分等の法人運営に関するルールや体制の決定と事後的な監督を行う。
- (3) **評議員選任・解任委員会**…理事会からの推薦又は提案を受けて、評議員の選任及び解任について審議の上決議する。
- (4) **施設長会**…理事会・評議員会の議決・承認事項に基づき、各事業の実施について協議を行う。併せて施設・事業所間の連携について協議・確認を行う。定期的にあさみどりグループの合同施設長会を開催し、主に職員研修や地域啓発、緊急時の応援等の人事交流を中心とした協力体制の確認と具体的な連携を協議する。
- (5) **施設長主任会**…各事業所運営に係る共有懸案について協議が必要な時に施設長会が召集する。
- (6) **事務担当者会**…各事業所における事務体制の強化等について具体的にプランの作成及び実施を行い、法人および各事業所において円滑な事務処理ができるよう努める。
- (7) **委員会**…職員の資質の向上に資する活動を主に置きながら、法人の実践を言語化しエビデンスに基づいた発信をしていながら、法人の活動を社会化していく。

①療育研究活動委員会

法人の研究活動（調査研究・実践研究・学齢児支援など）の企画運営。実践、事例発表。法人主催の対外研修（フォーラム・あさみどり、心身障がい問題を考える集い他）及び法人職員研修（全体研修、新任職員研修、初級職員研修、中級職員研修、自主研修、インシデント・プロセス研修）の企画運営を行う。また、理念を共有するあさみどりグループの他法人との研修を通じた人事交流の場としても位置づけ、障害福祉の未来を担う人材の育成もその目的の一つとする。

②ブランドデザイン委員会

法人のガイドラインに沿って法人及び各事業所のホームページ、ブログ及びSNSの適切な管理・運営に努めつつ、法人及び各事業所、委員会等の情報の発信を内外に積極的に行う。

「ラポールあさみどり」（法人の情報交換誌）の編集発行。

- ③**虐待防止拡大委員会**…障害者への虐待を防止し、根絶するという機運を更に推進すると共に、身体拘束等の適正化に取り組み、利用者の権利擁護への意識をより向上させていくことを目指して、支援に係る事業所間の定期的な情報共有、各事業所の取り組みの報告、必要事項の確認等を行う。

(8) 連絡会議…法人各事業所の担当者間の情報共有や連絡調整等を目的とした会議

- ①**CA(障害者雇用)連絡会議**…各事業所障害者雇用の担当者間の情報共有や学習の場とする。
- ②**グループホーム連絡会議**…各事業所サービス管理責任者等の情報共有や学習の場とする。

③ボランティア担当者連絡会議…各事業所V。担当者の情報共有及びV。育成に係るV。スクール等の法人事業への参与。

(9) プロジェクト会議…法人の事業及び活動に係る1～2年の短期的なプロジェクト会議

5. 中期事業計画

(1) さわらび園

＜施設事業計画＞

- ・療育体制及び療育内容の再構築と、記録類の整備（電子化を含む）
- ・医療的ケア児の受け入れに向けての体制整備
- ・地域支援（相談支援・訪問支援）の更なる展開
- ・学齢児支援の充実（保護者への相談機能、本人の意思決定支援など）
- ・母親の会および父親の会との連携の推進
- ・職員のスキルアップのための研修プログラムの構築
- ・防災対策の強化と地域との連携

＜施設整備計画＞

- ・園舎改築後10年の経過に伴う外壁等の改修

(2) べにしだの家

＜施設事業計画＞

- ・べにしだの家の機能と運営方針を再検討し、高齢化や医療的ケアの必要性など利用者像の多様化に対応できる体制と方向性を中長期的に整えていく。
- ・家族会、自立をすすめる会、きょうだい会、蒼の会とのつながりを大切にしながら、これらの活動をひとつの共同体として互いに援け合える関係づくりを進めていく。
- ・利用者の障がい特性や重度化・高齢化に対応できるよう、職員の専門性を高める研修や資格取得に継続して取り組む。
- ・利用者の高齢化、重度化に鑑み、医療機関、介護事業所、他福祉サービス事業所等地域の他機関との連携、協働を推進する

＜施設整備計画＞

- ・高齢化対応の居住環境整備として生活棟の一部居室の拡張
- ・本体施設エレベーター修繕
- ・本体施設自動ドアの交換

(3) れいんぼうワークス

＜施設事業計画＞

- ・利用者の障害特性、高齢化に係る職員の専門性を高める各種研修と資格取得の推進
- ・地域の医療機関、他福祉サービス事業所等他機関との連携推進
- ・ホームの365日支援に向けた人員確保と体制作り
- ・農作業（自然栽培）を軸に農福連携の推進と周辺地域との連携強化
- ・防災対策の強化

＜施設整備計画＞

- ・農作業の拡がりに対応した設備整備
- ・グループホームの整備（虹の家Vの外壁改修工事、バリアフリー化等）

(4) あらくさ

＜施設事業計画＞

- ・生活介護事業の安定的な運営に向けた新たな利用者の増員
- ・利用者の障害特性、高齢化に係る職員の専門性を高める研修と資格取得の推進
- ・嘱託医との契約を含め、地域の医療機関、他福祉サービス事業所等他機関との連携推進
- ・パン店の地域での活用方法およびあり方の検討と推進
- ・グループホームの高齢化に向けた取り組みの検討と体制づくり

＜施設整備計画＞

- ・パン製造に関する機械の整備とメンテナンス
- ・利用者増員に係る作業室の整備
- ・サンサンビルの設備の必要なメンテナンス整備とあらくさの家の外壁改修工事

6. 令和8(2026)年度 事業の概要

(1) 社会福祉事業

□社会福祉法第2条第2項に定める第一種社会福祉事業および類似事業

障害者支援施設「べにしだの家」(施設入所支援定員30人/名古屋市中村区鴨付町)

□社会福祉法第2条第3項に定める第二種社会福祉事業及び類似事業

ア. 障害児通所支援事業

◎児童発達支援センター「さわらび園」

(児童発達支援定員30人・保育所等訪問支援/名古屋市千種区新池町)

イ. 障害福祉サービス事業

①生活介護事業所

◎べにしだの家(定員60人/名古屋市中村区鴨付町)

主たる事業所:べにしだの家(中村区鴨付町) <従たる事業所:あらい作業室(中村区荒輪井町)>

◎れいんぼうワークス(定員23人/愛西市西條町)

◎あらくさ(定員20人/千種区神田町)

②共同生活援助事業所…3事業所・グループホーム12ヶ所(定員74人)

◎べにしだ共同生活援助事業所(定員30人/名古屋市中村区)

ながおさホーム・あらいの家・こがもホーム・ゆうゆう・いなばじホーム

◎れいんぼう共同生活援助事業所(定員32人/愛西市西條町)

虹の家・虹の家Ⅱ・虹の家Ⅲ・虹の家Ⅳ・虹の家Ⅴ

◎あらくさ共同生活援助事業所(定員12人/千種区)

あらくさの家・神田ホーム

③知的障害児・者短期入所事業(べにしだの家・定員2人+空床/名古屋市中村区鴨付町)

ウ. 相談支援事業(べにしだの家・さわらび園)

エ. 日中一時支援事業(べにしだの家・れいんぼうワークス)

(2) 公益を目的とする事業

ア. 療育援助事業

既存の諸制度の網の目からもれた部分等で、援助を必要とする障害児(者)および家族・団体への援助を行い、家庭療育・地域療育の促進をはかる。

①療育相談(一般児童相談を含む、要予約)

②在宅心身障害児の家庭療育援助および各地療育グループの援助

③母親研修会(心身障害についての基礎学習、年10回)

④支援者養成に係る事業所見学会

⑤その他ボランティア派遣

イ. ボランティア育成事業

法人の中核事業として位置付けると共に、学生及び社会人の生涯学習の場として、生きがいを求め、人の役に立ちたいという人々のニーズに応え、社会活動参加への基礎的・専門的学習の機会を設け、福祉実践活動への方向づけを行う。

①あさみどりボランティアサークル連絡協議会の開催 4月25日(土)

②ボランティア・スクール 10月21日(水)～11月21日(土)全5講座

③なないろコンサートの開催 12月5日(土)

④ボランティアグループの育成

ウ. 地域啓発事業

福祉活動に地域住民が直接参加し、また学ぶ機会を持つことにより、心身障害問題への理解を深めコミュニティ・ケアの担い手となる人々の輪が広がっていくよう働きかけていく。

①機関誌『療育援助』の発行(月1回)

②フォーラムあさみどり 6月6日(土)

会 場:東京第一ホテル錦

内 容:座談会(テーマ:あなたの支援には、語る価値がある)

講 師:あさみどりグループ各事業所職員

③心身障がい問題を考える集い 7月4日(土)オンライン開催

内 容:講演と鼎談(テーマ:愛は厄介と厄介の間にある～地域は愛で溢れてる～)

講 師:野々村光子氏(社会福祉法人わたむきの里福祉会 働き・暮らし応援センター“Tekito-”センター長)

- ④さわらび祭（2月11日）
- ⑤各事業所の地域開放（随時）
- ⑥しんいけ子どもクラブ（年間4回）
- ⑦各事業所の地域事業
 - みんなのれいんぼう祭（6月20日）／さわらび運動会（10月11日）
 - Live YOU（11月28日）／べにフェス（7月18日）

エ. 野外活動事業

あさみどりの会の実践活動は、昭和36年の親と子のサマースクールから始まった。人間と自然とのふれあい、合宿による人間同志のふれあいを通して真の人間性の回復をはかる。

- ①あさみどりの会研修所「郡上山の家」の運営（7月山の家準備・10月山の家片付け）
- ②れいんぼうワークス山の家合宿（6月～7月/1泊2日・3回）
- ③あらくさ山の家旅行（5月/1泊2日・3回）
- ④べにしだ山の家日帰り旅行（他事業所の状況を見て）
- ⑤新池子どもクラブ・わいわいキャンプ（7月18日～20日/2泊3日）
- ⑥さわらび園親子療育キャンプ（8月21日～23日/8月28日～30日/2泊3日・2回）
- ⑦学童合宿（小中学生合宿/9月19日～21日/2泊3日）
- ⑧農業体験プログラム（学齢児を中心に年間を通して実施）

オ. 家族の支援活動

障害をもった子どもの生涯の幸せを願って計画的に活動する保護者のグループを支援する。フォーラムあさみどりの前に行われる後援会役員会や連絡会議で各グループの情報交換を行う。成人事業所ごとに年2回「きょうだい会」を開催する。定期的に会報を発行する。

【保護者グループ名（令和8年4月現在）】

父親のグループ：あらくさの会・かわせみの会・虹の会・あしたばの会・フォルテクラブヤジオ・かたつむりの会・べにしだの家自立をすすめる会

母親のグループ：四季の会・わらの会・すばるの会・もえぎの会・ウイングの会
あゆいの会・こもれびの会・あんずの会・東風の会・凧の会・リズム
宙（そら）・こだま・JOY!!・コパン・いちごの会・なのはなの会

(3) 職員研修

【法人研修】

- ①職員全体研修 4月4日（土）
法人理念及び運営方針について全職員の共有を図り、支援の基本及び権利擁護の研修を行う。
- ②新任職員研修 5月16日（土）
新規採用職員を対象。職員としての心構え、交流等を目的に行う。
- ③初級職員研修 年2回開催
2～3年目の職員を対象。
- ④中級職員研修Ⅰ 年1回開催
4～10年目の職員を対象。
- ⑤中級職員研修Ⅱ 年1回開催
10年以上の職員を対象。
- ⑥グループホームスタッフ基礎研修 5月23日（土）
グループホームに関する基本的な知識（役割、内容など）を学ぶ。
- ⑦発達障害対応研修 成人施設（れいんぼう・あらくさ・べにしだ）
各年3回（6月・10月・1月）
各施設単位で、一年間通して発達障害の関わりについて、長年発達障害児者支援に携わられた小林信篤氏（横浜市）を講師として、取り組みを提示してカンファレンスを行う。
- ⑧自主研修
常勤全職員を対象。基本他施設実習（事業所間の交換研修含む）。企画書の提出によって選出。
- ⑨各施設における研修活動
各施設の実情に合わせて、事例研究会・現場研修等を実施する。
- ⑩外部研修への参加
知的障害者福祉協会・愛知県社会福祉協議会・社会就労センター協議会などが主催する研究大会・研修会などへ職員を派遣する。

- ⑩社会福祉士・介護福祉士等の資格取得の奨励 職員が職務に関連する資格を取得することを奨励し支援する。

【あさみどりグループ合同研修】

- ①あさみどりグループ職員全体研修 9月12日（土）
実践研究発表を主とした研修を実施し、職員のスキルアップと実践を通じたエビデンスに基づいた支援体制の強化を図る。
- ②あさみどりグループが主催または後援する啓発事業参加
（「心身障がい問題を考える集い」「フォーラムあさみどり」等）
職員研修の一環として位置づけ、職員の参加を勧める。
- ③ラウンドテーブル リーダー養成を目的とした研修。年2回開催。
- ④事務職員研修 年1回～2回開催／会計労務に係る研修。
- ⑤管理者系研修 年1回～2回開催。
あさみどりグループ主催の施設長及び主任等を対象にした施設運営に係る研修。
- ⑥宿泊型療育実地研修 小・中学生合宿（9／19～21）
あさみどりグループ所属施設長の推薦による。対象プログラムはさわらび園の幼児及び学齢児を対象にした宿泊型療育。成人事業所の職員を対象とし、法人の出発点でもあったさわらび園における障害児療育の実践に触れ、ライフステージに応じた切れ目のない支援の意味合いを学ぶ機会とする。
- ⑦インシデント・プロセス研修 年10回・第2水曜日17：30～
あさみどりグループ各事業所の上級職員を対象に、名古屋市立大学大学院医学研究科教授の山田敦朗氏を講師として、インシデントプロセス法について学習し、法人職員の人材育成に寄与する。

7. 法人役職員

理事会	理事	理事長	後藤秀爾
		副理事長（事務局長兼務）	島崎徹也
		専務理事（業務執行理事）	追分伸夫 山本智恵
		島田修三 菅沢 豊 熊谷かの子 堀美和子	
	監事	北村榮章 小村福生	
	事務局員	池田陽子	

（※ 顧問：島崎春樹）

村上正城（顧問税理士）／加古 朗（顧問社労士）

評議員会	評議員	鵜飼信孝 青山達雄 森 弘典 野々山郁 渡邊幸良 江部眞弓 久野格彦 小川一美 東出せつ子
------	-----	---

令和8(2026)年度 各事業所事業計画

【1】重点目標

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">さわらび園</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童発達支援事業 新療育体制の実施を通して、家庭の事情等(就労含む)にも柔軟に対応しながら、こどもの発達支援を保障していく。記録等に関しては、ICTの導入を進め、業務の効率化と整理を行っていく。 2. 療育グループ事業(名古屋市事業) 就園前グループから児童発達支援事業への移行を視野に入れて、低年齢から丁寧な療育につなげていく働きかけを行っていく。並行グループについては、その意味合いやセンターとしての役割を再検討し、プログラムの見直しを行う。 3. 保育所等訪問支援事業 学齢期の訪問支援のニーズが増加していることを踏まえ、支援内容(期間等含む)の工夫を検討すると共に、学校との連携の在り方を探っていく。 4. 障害児相談支援事業 学齢期の計画相談の移行を進めていくために、基幹相談支援センターと連携し、地域の障害児相談の実態と課題を整理する。その上で、移行を実現していくための関係機関へのアプローチや支援の在り方を検討する。 5. 防災対策 非常災害時を想定した対策の強化(訓練、職員研修等)とともに、地域(町内会)との連携も図っていく。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">べにしの家</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全事業共通 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT化の推進を図り、業務の効率化と業務負担の軽減を狙う。 ・各事業定員割れの現況に鑑み、支援体制の確保を図りつつ利用者数の回復に向けた取り組みを進める。 2. 施設入所支援 利用者の高齢化や状態変化に伴い、個々の状況を確認しながらよりよい居住スペースを検討すると共に、地域移行の意向確認と必要な調整を行う。 3. 生活介護 利用者一人ひとりの特性に応じた日中活動と作業室の再編を進めながら、アートや音楽、園芸活動など個々の表現力を活かした生産活動を充実させ、地域・企業・学生とのつながりを意識したブランディングに取り組む。 4. 共同生活援助 利用者一人ひとりの障害特性や身体状況に応じた個別支援と環境整備を継続しつつ、365日体制を支える人材確保と運営基盤の強化を進め、地域連携推進会議を契機とした近隣住民との協働体制を深めていく。 5. 相談支援事業 意思決定ガイドラインを基にした利用者本位の支援を軸に多職種が連携できる体制を整え、研修を通じて相談支援力を高めながら基幹支援センター等地域の関係機関と協力して地域づくりに取り組む。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">れいんぼうワークス</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全事業共通 全利用者の意思の表出方法を把握し直し、意思決定支援を徹底することで、権利擁護の意識向上を図る。ICT化の推進を図り、業務の効率化と業務負担の軽減を狙う。 2. 生活介護事業 防災用品、加工品の製造販売等、利用者の新たな活動を模索し、作業内容の充実を図る。地域の学校・消費者・団体との協働回数を増やし、農福連携の場を拡大。 3. 共同生活援助事業所 日曜日ホーム利用(月1回)の開始 365日支援体制の構築に向けた人材育成と確保 4. 健康推進 個々の状況を確認しながら運動の機会を提供し、健康増進に努める。地域医療と連携しながら健康管理を丁寧に行い、状況に合わせて迅速に対応できるようにしていく。 5. ご家族との連携 ご家族との協働を重視し、定期的な情報共有と緊急時の連絡体制整備を通じて、利用者を中心とした支援の質向上を図る。 6. 防災強化 非常災害時を想定した対策の強化(訓練、職員研修等)とともに、地域(自治会)との連携も図っていく。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">あらくさ</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活介護 利用者の増員を図る。利用者一人ひとりのニーズに基づいた個別支援計画を軸に、チーム支援の確立を目指す。パン店を拠点とし、こどもパン教室等を通して地域に貢献する。 2. 共同生活援助 令和9年度4月開所予定の新ホーム入居予定者の宿泊体験の提供等、法人他事業所の協力を得ながらアセスメントをしっかりと行い、スムーズな立ち上げを目指す。新ホームの体制を整えるため、支援者の募集、採用を強化する。 3. ご家族との連携 ご家族の支援の一環として、訪問歯科の導入を検討する。最低年1回は父親、母親それぞれと懇親する機会を持ち、安心や信頼の関係作りに努める。 4. 防災対策 非常災害時を想定し、防災備品の点検・見直しや防災訓練等地域との連携を図る。

【2】利用児・者の状況（2026年4月1日見込み）

（1）年齢・性別ほか

○さわらび園

学年齢		0才	1才	2才	3才	4才	5才	小計	総計
通園児童	男			3	4	4	6	17	23
	女		2	1	2		1	6	
学年齢		0才	1才	2才	3才	4才	5才	小計	総計
りとりG	男			2				2	5
	女			3				3	
学年齢		0才	1才	2才	3才	4才	5才	小計	総計
ジョイフルG	男				2	4	5	11	11
	女								
計			2	10	7	8	12	39	39

■学童療育

学年	1	2	3	4	5	6	中1	中2	中3	計
男	4	8	5	2	6	6	6	2	2	41
女	1		4			1			2	8
計	5	8	9	2	6	7	6	2	4	49

○成人施設

年 齢		15～29	30～39	40～49	50～59	60才以上	計	総計
べにしだの家 (生活介護)	男	2	2	12	15	3	34	53
	女	0	1	8	8	2	19	
れいんぼう ワークス	男	1	9	8	0	0	18	24
	女	0	2	4	0	0	6	
あらくさ	男	3	2	3	0	0	8	16
	女	3	0	5	0	0	8	
計		9	16	40	23	5	93	93

べにしだの家 (施設入所支援)	男	0	2	6	7	0	15	25
	女	0	0	5	2	3	10	

○グループホーム

■べにしだ共同生活援助事業所

	年 齢 層					性 別		障 害 支 援 区 分					障 害 基 礎 年 金	
	～29	30～39	40～49	50～59	60～	男	女	2	3	4	5	6	1級	2級
ながおきホーム	0	0	3	1	0	4	0	0	0	0	1	3	4	0
こがもホーム	0	0	2	2	1	5	0	0	0	2	3	0	0	5
あらわいの家	0	0	1	4	2	7	0	0	0	0	2	5	5	1
ゆうゆう	0	0	2	1	1	4	0	0	0	0	1	3	4	0
いなばじ	0	0	2	4	0	0	6	0	0	0	1	5	5	1
計	0	0	10	12	4	20	6	0	0	2	8	16	18	7

■れいんぼう共同生活援助事業所

	年 齢 層			性 別		障 害 支 援 区 分					障 害 基 礎 年 金	
	～29	30～39	40～49	男	女	2	3	4	5	6	1級	2級
虹の家		1	4	3	2		1	2	2		2	3
虹の家Ⅱ	1	2	2	5				1	1	3	4	1
虹の家Ⅲ	1	3	3		7		1	2	3	1	4	3
虹の家Ⅳ		3	3	6				2	2	2	5	1
虹の家Ⅴ		4	2	6					3	3	4	2
計	2	13	14	20	9		2	7	11	9	19	10

※1名遺族年金

■あらくさ共同生活援助事業所

	年齢層					性別		障害支援区分						障害基礎年金	
	～29	30～39	40～49	50～59	60～	男	女	2	3	4	5	6	1級	2級	
あらくさの家	1	2	3			6			1	2	2	1	2	4	
神田ホーム	1	0	5				6			1	4	1	2	4	
計	2	2	8			6	6		2	4	4	2	4	8	

(2) 主な障害

○さわらび園

(注) ASD=自閉スペクトラム症

学年齢		ASD/知的障害	ASD	ADHD	知的障害	運動発達遅滞	不明(未診断)	計	総計
通園児童	男	13	1		3			17	23
	女	3			2	1		6	
りとるG	男						2	2	5
	女						3	3	
ジョイフルG	男	3	5	1	1		1	11	11
	女								
学童療育	男	32	1		8			41	49
	女	5	1		2			8	
計		56	8	1	16	1	6	88	88

○成人施設

(注) てんかんには(投薬者を含む)

障害別	自閉症	てんかん	ダウン症	小頭症	脳性マヒ	レノックス症候群
べにしだの家(生活介護)	29	20	4	2	3	2
れいんぼうワークス	15	5	3		1	
あらくさ	5	3	7			
計	49	28	14	2	4	2
障害別	全盲	糖尿病	知的障害	その他障害	身障手帳所持	精障手帳所持
べにしだの家(生活介護)	2	2	53	3	11	
れいんぼうワークス			23	2	6	
あらくさ			16		4	
計	2	2	92	5	21	0

※べにしだアルツハイマー型認知症1名

○グループホーム

(注) てんかんには(投薬者を含む)

障害別	自閉症	てんかん	ダウン症	小頭症	脳性マヒ	レノックス症候
べにしだ	10	8	4	1	1	2
れいんぼう	17	10	6		1	
あらくさ	3	2	5		1	
計	30	20	15	1	3	2
障害別	全盲	糖尿病	知的障害	その他障害	身障手帳所持	精障手帳所持
べにしだ	2	0	26	2	8	0
れいんぼう			29	1	6	
あらくさ			12		3	
計	2	0	67	3	17	0

※べにしだアルツハイマー型認知症1名

(3) 成人施設障害支援区分

地域別	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明
べにしだの家(生活介護)	0	0	1	5	12	35	0
れいんぼうワークス	0	0	2	7	11	9	
あらくさ	0	0	0	5	6	5	
計	0	0	3	17	29	49	0

(4) 通園区域別

○さわらび園

<名古屋市>

地域別	千種区	名東区	守山区	天白区	瑞穂区	計
通園児童	10	11	2			23
りとるG	2	3				5
ジョイフルG	5	6				11
学童療育	14	23	6	3	1	47
計	31	43	8	3	1	86

<名古屋市以外>

地域別	県	県外	計
学童療育		2	2
計		2	2

○成人施設

地域別	名古屋市	あま市	岡崎市	可児市	高山市	愛西市	津島市	弥富市
べにしだの家(生活介護)	49	2	1	1	1	0	0	0
あらくさ	15	1	0	0	0	0	0	0
れいんぼうワークス	1	1	0	0	0	3	3	4
計	65	4	1	1	1	3	3	4
地域別	長久手市	清須市	稲沢市	海部郡	桑名市	計		
べにしだの家(生活介護)	0	0	0	0	0	53		
あらくさ	0	0	0	0	0	16		
れいんぼうワークス	0	4	1	5	1	23		
計	0	4	1	5	1	93		

○グループホーム

地域別	名古屋市	岡崎市	あま市	愛西市	津島市	弥富市	清須市	稲沢市
べにしだ	24	1	0	0	0	0	0	0
あらくさ	11	0	1	0	0	0	0	0
れいんぼう	2	0	3	5	4	4	4	1
計	37	1	4	5	4	4	4	1
地域別	海部郡	桑名市	可児市					計
べにしだ	0	0	1					26
あらくさ	0	0						12
れいんぼう	5	1						29
計	5	1	1					67

【3】各事業所事業計画（案）の詳細

さわらび園

<児童発達支援センター>

名古屋市中区千種区新池町1丁目18番地の2 TEL:052-782-2777・FAX:052-782-3513

【療育の基本方針】

- 1) 障害児療育の基本は人間教育であって、決して特別ではないという原理を基調とする。
- 2) 障害の早期発見、早期療育を推進していくことを原則とし、障害児の療育を中心とする。
- 3) 障害児の全面的な発達には指導スタッフと保護者の緊密なチームワークによって促進されることを重視し、保護者の学習の機会を十分に持ち、家庭養育への支援を基盤にした親子への療育支援を行う。
- 4) こどもの真の発達保障と幸福を考えるときに、あらゆる機関、団体はもとより、地域やボランティアなどの様々な社会資源との結びつきを深める活動を推進する。
- 5) 障害をはじめ、福祉に対する社会の認識を深めるため、各事業活動を通じてボランティアの受け入れを促進し、社会に対する啓発的役割を果たす。
- 6) 職員、ボランティアの資質の向上を図る。

I 障害児通所支援事業

- 定員 30人（児童発達支援30名・保育所等訪問支援）
- 職員数 正規職員14人／有期契約職員7人
- 施設の概要 鉄筋3階建て 延べ床面積782.11㎡
- 開設認可年月日 昭和47年12月1日

1 児童発達支援

(1)療育計画

- 1)指導目的
 - ◎こどもの発見と課題付け（個人の可能性）
 - ◎よりよい親子関係の確立（家族関係）
 - ◎集団参加へのアプローチ（社会性）

- 2)療育内容 こどもへの発達支援および家族への支援を通して、個々のこどもの発達促進及び家族調整を図る中で、障害児とその家族が地域社会の中で心豊かに生活を営んでいくための支援を行っていく。

①こどもの療育

日々の療育：集団個人プレイ（プレイセラピー）／課題設定／生活習慣の確立（食事・着脱・排泄等の援助指導）／適応性の拡大
 発達検査：発達検査（年1回・予約により随時）
 宿泊プログラム：親子療育キャンプ（2泊3日／夏期）／宿泊療育（1泊2日／秋）
 園外療育：遠足（年2回）／戸外活動（随時）／交流保育
 行事プログラム：誕生会／さわらび運動会／学習発表会等
 その他：健康診断（年2回）／防災訓練（月1回）

②保護者の学習

母親：母親グループカウンセリング（週1回）／保護者研修会（年10回）
 その他の研修（親子療育キャンプ・宿泊療育）／歯科検診及び相談（月1回）
 発達相談（園長、主任、心理判定員による・園児全員）／その他の個別相談（随時）
 父親：父親参観（春）／父親研修（秋）／年末懇親会（年1回）
 フォーラムあさみどり（年1回）／その他の研修・個別相談（随時）

③社会とのかかわり

療育ボランティアの導入（日々の療育・親子療育キャンプ等）／実習生の受入れ（随時）／手形足型ワークショップ（啓発事業）／地域啓発（さわらび祭・新池子どもクラブ）／ボランティアの見学及び相談（随時）／施設開放（町内会会合・町内会祭り・ボランティアグループ会合・出発を祝う会・ボランティアスクール・等）

3)クラス編成

○クラス編成はこどもの状況によって臨機に定める。内容は次のとおりとする。

Aクラス…ぞうグループ／きりんグループ Bクラス…パンダグループ／コアラグループ

- 2～5歳児：週5日（親子療育1日・カウンセリング1日・単独療育3日／新入園児は一定期間週3日・親子療育2日）
- 1歳児については、週3日を基本としつつ、こどもの状況に応じて登園日数や療育時間を調整する。
- 職員配置はグループ編成に応じて各期ごとに定め、子どもの状況に合わせて流動的とする。

4)療育時間・プログラム

月	親子療育	9：30～14：30
火	グループカウンセリング(ぞう・パンダG)	9：30～14：30 (カウンセリングは10：15～11：45)
水	単独療育	9：30～13：00
木	グループカウンセリング(きりん・コアラG)	9：30～14：30 (カウンセリングは10：15～11：45)
金	単独療育	9：30～14：30

*行事については、親子療育とし、9：30～13：00を基本とする。

*新入園児は、週3日登園から始め、一定期間は親子療育を週2日とする。

【日々の療育プログラム】

登園／体操・リズム／あつまり／プレイ（課題）／昼食／戸外活動等／おやつ／降園

(2)見守り一時支援(日中一時支援)事業（14：30～17：00・行事日等は除く）

保護者の疾病、親族等の介護、その他の理由によって、療育終了後、一時的に支援が必要な場合に、園児の見守りや日常活動の場を提供する。事前の保護者の申し出により、行う。

(3)送迎支援（対象：児童発達支援事業の園児・対象地区：名古屋市・時間：14:30～15:15）

母親の出産や体調等の諸事情により、家族の送迎も困難な場合は、緊急一時的な対応として、家族の申し出と園長の決裁により送迎支援を行う。

2 保育所等訪問支援

保育所等（保育所、幼稚園、認定こども園、学校等に在籍している、又は今後利用する予定の発達に支援が必要な児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進する。

(1) 対象 保育所、幼稚園、認定こども園、学校などに在籍している発達に支援が必要な児童

(2) 営業日と時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00

(3) 支援内容

保育所等の集団生活における適応能力の向上を図る／保育所等の職員に対する利用児童のケースカンファレンス／保育所等の事業所との連携の強化と支援ネットワークの構築／その他、利用児童及びその保護者のニーズに応じた支援

(4) 職員配置 児童発達支援管理責任者1人（兼務）／訪問支援員1人

II 障害児相談支援事業

発達の遅れや障がいをもったこどもたちと、その家族の子育て期を支え、適切な発達支援や福祉サービスの利用に向けてのケアマネジメントにより、きめ細かなで継続的な支援を行う。

(1) 対象 乳幼児期から学齢期の発達が気になる児童

(2) 営業日と時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

(3) 支援内容

基本相談／サービス等利用計画の作成および見直し(モニタリング)／関係機関との連携・調整等／その他、利用児童及び保護者のニーズに応じた支援

(4) 職員数 正規職員2人<配置内訳：管理者1人（兼務）・相談支援専門員1人>

III 名古屋市療育グループ事業等

1)乳幼児療育グループ

在宅及び保育所、幼稚園等に通う発達が気になる乳幼児を対象に、早期（0歳より受入れ）における親子療育を行う。また、児童発達支援センターでの専門的な療育及び統合保育への方向づけを意図していく。療育の目的及び内容については、園児のプログラムに準ずるものとする。

①グループ編成

りとるぐるうぶ（10:15～11:45）

- 在宅の乳幼児を対象にした親子通園の療育グループを週1回水曜日に実施する。
在籍児数の状況によって、月1～2回土曜日午前にグループを開所する。
- 療育は次の小グループによって行う。
りす・こじか・うさぎ
- グループ編成は子どもの発達状況によって臨機に定める。
- 職員配置はグループ編成に応じて定め、子どもの状況によって流動的なものとする。
- おやつや、お弁当を実施し、食生活の確認と改善を図っていく。

親子教室ジョイフル（15:00～16:10）

- 保育所・幼稚園等に通っている乳幼児を対象に親子での療育を水曜日午後に実施。
- 年齢等により、前期コース、後期コース（各6回）で行う。
- 療育は次の小グループによって行う。＜くじら・ぺんぎん・いるか・あしか＞
- グループ編成・職員配置の方法はりとるGと同様。

②保護者の学習

母親：母親グループカウンセリング／保護者研修会／個別相談／発達相談（随時）／発達検査（予約）
父親：フォーラムあさみどり（年1回）／その他の研修（各父親の会主催の講演会等）

2) 学童療育グループ（対象児童はさわらび園を卒園した小学1年から中学3年の児童）

就学後におけるアフターケアの一環として実施する。家族がこどもと共に社会と深くつながりながら生きていくために、相互の学び合いの中で常に原点に戻って心を培い、親子共々に豊かな社会性を身につけていくよう援助していく。

①指導目的

- 発達確認と個別的な課題提示（適応性の強化）
- よりよい親子関係の定着（家族関係）
- 他者関係の拡大（社会性）
- 児童及び親の自律（将来展望の明確化）

②療育内容

- 社会適応訓練を基本とした年間プログラム（製作、調理、買い物・戸外活動、作業体験等）
- さわらび園及び法人主催の行事に参加

③グループ編成

＜土曜学童＞

- 年1期制とし、年毎の編成を基本とする。療育は次のグループによって行う。
ビビッド（小学1～3年生）／ラルゴ（小学4～6年生）／サンライズ（中学生）
- 療育日：年8回（土曜日）療育時間：10時～11時45分
- 職員配置は年間を通じた配置とし、子どもの状況によって流動的なものとする。

＜放課後クラブ＞

- 学童療育におけるクラブ活動の場として位置付け、音楽療法やダンス、農業体験等を中心に行う。
- 音楽療法（月2回・第2・4金曜日午後）／ヒップホップダンス（月2回・日曜日午後）
コンディショニング（月1回・水曜日・土曜日午後）／戸外活動（不定期）
れいんぼうワークス農園体験（年2回・6～7月と10～11月の土日祝）

④保護者の学習

母親：母親グループカウンセリング（月1回）／保護者研修会／学童宿泊プログラム（8月）
個別相談・発達相談（随時）／発達検査（予約）／宿泊訓練（各母親の会主催の会宿）
小・中学生合宿（2泊3日）のフィードバック
父親：フォーラムあさみどり（年1回）／その他の研修（あさみどり主催の講演会等）／各父親の会の活動（随時）

3) 本人活動（高校生以上）

学童療育終了後のアフターケアとして実施する。本人活動を主体として、メンバー間の交流を深めながら、本人の社会参加につながる活動を展開していく。

- 活動日：年8回程度
- 余暇活動、祭りのボランティアに参加するなどの社会貢献活動

4) グループホーム支援 グループホーム「あらくさの家」の支援を行う。

べにしだの家

障害者支援施設べにしだの家

名古屋市中村区鴨付町 2 丁目 46 番地

TEL:052-413-6531・FAX:052-413-6533

生活介護従たる事業所 あらわい作業室

名古屋市中村区荒輪井町 1 丁目 37 番地

TEL:052-412-0601

べにしだ共同生活援助事業所

名古屋市中村区稲葉地町 8 丁目 73 番地

TEL・FAX:052-411-7160

指定相談支援事業所べにしだの家

名古屋市中村区稲葉地町 8 丁目 73 番地

TEL:052-411-7860 FAX:052-411-7160

1 運営の基本方針

べにしだの家は、社会の人々が心身に障害のある人とのかかわりを通して福祉の心を育み、障害のある人もそうでない人も、共に良い人生を送れる社会を創っていく拠点として運営します。

2 障害者支援施設

- 利用定員 生活介護 60 人 / 施設入所支援 30 人 / 短期入所 2 人 (空床利用型)
日中一時支援 4 人
- 職員数 正規職員 23 人 / 有期契約職員 23 人
- 施設の規模 敷地面積 1688.16 m²
建物 1845.93 m² (鉄筋コンクリート造銅板葺陸屋根 4 階建延床面積)

(1) 生産活動

①作業種目・売上目標等

作業内容	協力企業・事業所	売上目標
【第 1 作業室】クリーニング、自動車部品検査	さわらび園、サルバーレ	2 万円
【第 2 作業室】ホースバンド・他	そうぎょう	61 万円
【第 3 作業室】自動車部品組み付け	シードペーパー	0
【あらわい作業室】自動車部品組み付け	T&M、ハセガワ製作所	4 万円
【アート活動】利用者作品、雑貨等	竹田印刷、セントラル画材	15 万円
計		82 万円

②就業日 年間を通して月平均 22 日とする。

③作業時間

9:00		12:00		13:00		16:00	
来所	活動準備	AM活動 (適宜休憩)	昼食・休憩	PM活動 (適宜休憩)		帰宅	

④工賃

別に定める工賃配分要綱に基づき、毎年 9 月に所長、サービス管理責任者、作業室担当者の協議により各人の工賃を決めている。「工賃査定表」の得点に応じて個別に日給金額を算出し、毎月 1 日から末日までの出勤日数に日額金額を乗じた金額を翌月最終金曜日に支給している。

(2) 創作等活動

- ①音楽活動…外部から音楽療法士を招聘 (毎月 4 回)
- ②土曜活動…余暇的活動を主としたリフレッシュ、リラクゼーション活動 (毎月第 3 土曜日)
- ③ボッチャ…ボールを投げる、転がす、勝敗のやりがいなど、楽しみながら健康を維持、増進する (不定期)
- ④アトリエ活動…利用者の感性を大切に、絵画に限らず自然の木や土や石を使用し造形や、創作活動をしていく。軽作業以外の仕事として製品化に繋げていく。(毎月第 1、3 金曜日)

- ⑤体操活動…外部講師を招聘。通称もりもり体操。身体機能の維持、健康促進を楽しみやすい形で行う(毎月第一水曜日)
- ⑥その他活動…園芸活動、出展を含む絵画・造形・手芸等の活動

3 共同生活援助事業 (別途「令和7年度法人共同生活援助事業事業計画」にて詳細)

利用者が地域で暮らしつづけることができるように、生活の知識と技術を身につけ、自己選択・自己決定が可能となることを願い、本体施設と連携しながら運営する。将来に亘って高齢化対応も含めた支援スキルのさらなる向上を図ると共に、必要な支援体制、環境整備について継続的に検討する。また人材確保が困難な状況が継続しているため、あらゆる方法を模索しながら積極的な人材募集を展開する。

■建物の規模

名 称	利用定員	建物構造等	床面積	事業開始年月
ながおさホーム	7名	鉄骨造3階建(中古住宅改修)	184.48㎡	平成10年9月
こがもホーム	5名	RC3階建(2階部分・中古住宅改修)	216.97㎡	平成14年4月
ゆうゆう	4名	木造2階建(2階部分・新築)	183.15㎡	平成18年7月
あらわいの家	7名	RC3階建(2,3階部分・中古住宅改修)	255.42㎡	平成20年6月
いなばじホーム	7名	RC3階建(中古住宅改修)	301.87㎡	平成25年4月

■職員数 正規職員12人/有期契約職員33人 ■利用者の状況(別掲)

4 指定相談支援事業 (特定相談支援・障害児相談支援) ■職員数 正規職員2人

- ・意思決定支援を誠実に実行し、障害のあるなしに関わらず、誰もが自分の人生を選択できるように計画相談支援を行う。
- ・中村区における社会資源として相談支援事業を行い、地域の多様なニーズにも関係機関と連携しながら対応していく。

5 家族の活動

【べにしだの家】

- (1) 自立をすすめる会(父親の会)：第60回5月16日(土)・第61回1月16日(土)
- (2) 家族会 月1回原則第4月曜日
- (3) きょうだい会：第43回成人施設合同きょうだい会9月5日(土)
- (4) 母親懇親会 12月19日(土)
- (5) 特定非営利活動法人「蒼の会」との連携

6 地域の活動

- (1) ボランティアの受け入れ(昼・夜間を問わず積極的に受け入れる)
- (2) 中学・高校生のボランティア、体験学習の受け入れ
- (3) 高校生の介護実習の受け入れ
- (4) 大学生の社会福祉士・介護福祉士・保育士の実習の受け入れ
- (5) 教員免許特例法による介護等体験の受け入れ
- (6) ホームヘルパー現任研修の受け入れ
- (7) 名古屋市新規採用職員研修の受け入れ
- (8) 名古屋市障害福祉サービス新規参入者研修事業の受け入れ
- (9) 地域連携推進会議と事業所見学会の開催(各年1回)
- (10) LiVE YOU(年1回)
- (11) 自立支援連絡協議会との連携
- (12) 地域への施設機能の開放

7 職員会議・職員研修(法人共通のものを除く)

- (1) 運営会議・・・・・・・・・・・・(月3~4回) 所長、副所長、主任
- (2) リーダー会議・・・・・・・・・・・・(月1回) 主任、主事
- (3) 職員全体会議・・・・・・・・・・・・(月1回) 正規職員
- (4) 虐待防止・身体拘束適正化委員会・・・・・・・・(年2回) 各事業管理者、虐待防止マネージャー
- (5) 感染症対策委員会・・・・・・・・・・・・(3カ月に1回) 各事業管理者、主任、看護師

- (6) 作業室会議・・・・・・・・・・・・・・・・（月1回）各日中活動担当職員（有期職員含む）
- (7) 生活棟会議・・・・・・・・・・・・・・・・（月1回）生活棟担当職員
- (8) ホーム担当者会議・・・・・・・・・・・・（月1回）グループホームに勤務する職員
- (9) コーディネーター会議・・・・・・・・・・（月1回）各ホームコーディネーター
- (10) 給食会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・（隔月1回）給食委託業者、担当職員
- (11) その他会議・・・・・・・・・・・・・・・・（随時）医務、相談、事務等必要に応じ開催
- (12) 救命救急研修・・・・・・・・・・・・・・（年1回）全職員
- (13) 発達障害対応研修・・・・・・・・・・・・（年3回）直接支援職員
- (14) 有期職員研修・・・・・・・・・・・・・・（年2回）各事業管理者、主任、主事、有期職員
- (15) 外部研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・（随時）正規職員

8 健康管理・防災

- (1) 日常の健康管理（看護師による検温、血圧測定、体重測定、医療にかかわる情報提供を実施）
- (2) 嘱託医による健康相談（毎月1回）
- (3) 産業医による職場巡視、衛生委員会（毎月1回）
- (4) 訪問歯科による口腔ケア指導及び治療（毎週1回）
- (5) 緊急時の対応（こう整形外科医院、大菅病院に協力医療機関として対応依頼）
- (6) 防災訓練（担当者主導で各種避難訓練、炊き出し訓練、防災設備の定期点検に合わせた非常通報機器や消火器の取扱い訓練等を年間計画に基づいて行う。避難訓練は夜間時間帯を想定した少数の勤務者による内容を随時実施。）
- (7) AEDの取り扱い、てんかんの対応、感染症対策の講習（看護師主導で随時実施）
- (8) 緊急時対応マニュアルに基づく啓発と実地訓練、オンコールによるバックアップ体制
- (9) 喀痰吸引研修の受講

9 行事（年間予定表別掲）

- (1) 各部署毎（各作業室、生活棟、ホーム）のレクリエーション
利用者の状態像の多様化を勘案し、より希望に応じた内容を企画、実施する。時期未定。
- (2) 山の家日帰り旅行 他事業所と調整
- (3) ベにフェス 7月18日（土）

れいんぼうワークス

生活介護事業所れいんぼうワークス

愛西市西條町相之江119番地1

TEL0567-33-2211・FAX0567-33-2212

れいんぼう共同生活援助事業所

愛西市西條町相之江102番地3

TEL0567-33-2214

1 事業運営の基本方針

れいんぼうワークスは、知的な障害のある人たちが、その人その人の“しごと”を持ち、“生活する力”をつけて、地域社会の一員としてその人らしい充実した人生を送るための地域生活の拠点として運営します。

2 生活介護事業

- 利用定員 生活介護23人／日中一時支援5人
- 職員数 正規職員9人／有期契約職員20人
- 施設の規模 敷地面積 745.95㎡
建物 524.66㎡（鉄筋コンクリート造陸屋根2階建て述べ床面積）

(1) 生産活動

利用者一人ひとりの個性を生かせるような作業種目につくことにより、働く喜びを感じ、周囲から認められることによって自分自身の存在を確かめ、作業意欲が向上していくように支援します。

①業種目・売上げ目標等

作業内容	協力先	売上目標
【第2作業室/第3作業室】 自動車部品組み付け、ホースバンドの検査、旗畳み作業	(株) そうぎょう / (株) 服部	135.6万円
【自主製品販売事業】 刺繍、段ボール製品、Tシャツほか	NPO花*花 / 円居カフェ ひよこ珈琲 / ルミウッコ	19.2万円
【農作業】 野菜の栽培	圃場貸主 6名 / 鎌田青果サービス (弥富市) ナチュラルスクールランチアクション 一般社団法人 自然栽培パーティ (株) アクアヴェール	8.4万円
【その他】 空き缶つぶし 古段ボール	加賀悦商店 / (株) 宮崎	5万円
計		243.8万円

②就業日 年間を通して月平均22日とする。

③作業時間

8:30	9:40	11:00	11:45	13:15	14:30	16:00	16:30	
来所	Am活動	茶休憩	Am活動	昼食・休憩	Pm活動①	茶休憩	Pm活動②	着替え 帰宅

④工賃

別に定める工賃配分要綱に基づき、毎年3月に施設長、サービス管理責任者、作業室担当者の協議により各人の工賃を決めている。毎月1日から月末日までの出勤日数に日額金額を乗じた金額を翌月25日に支給している。

(2) 創作活動

スウェーデン刺繍の製品づくりや絵画等制作を通じ、利用者の表現の場を広げていけるような取り組みを提供する。

- ・土曜活動・・・余暇的活動を主としている活動。

3 共同生活援助事業

利用者が、親亡きあとも地域で安心して暮らせるように利用者それぞれの自立した生活をめざし、自己選択・自己決定を行える生活を送れることを願い、通所施設を拠点としたグループホームを運営する。本人の自主性を尊重すると共に他人との共同生活を営むことによる自由の制約との調和を図るため、スタッフによる支援活動が重視されることになる。そのため、支援スタッフ相互の連携を深めることと、バックアップ施設との連携、ボランティアとの連携に努めることとする。

■建物の規模

名称	利用定員	建物構造等	敷地面積	床面積	事業開始年月
虹の家	6名	木造2階建て	248.50 m ²	194.40 m ²	平成17年4月
虹の家Ⅱ	6名	木造平屋建て	346.75 m ²	154.73 m ²	平成20年4月
虹の家Ⅲ	7名	木造2階建て	953.03 m ²	200.25 m ²	平成23年4月
虹の家Ⅳ	7名	木造2階建て(2階)	同上の2階	170.10 m ²	平成23年4月
虹の家Ⅴ	6名	木造平屋建て	同上の敷地内	183.70 m ²	平成26年7月

■職員数 正規職員5名 / 有期契約職員24名 ■利用者の状況 (別掲)

4 家族との連携

本人の意思を尊重しつつ、また家族の利用者への思いを聞いていながら、施設側と一緒に利用者および家族の将来についてともに考え取り組んでいけるように施設活動に参加していただき、密接な関係を築いていきます。

- (1) れいんぼう・虹連絡協議会 (6月、1月)
- (2) 家族会月1回

- (3) 家族学習会 年2回
- (4) きょうだい会 成人施設合同 9月5日(土)・れいんぼうきょうだい会 11月7日(土)
- (5) 個別懇談会 年1回

5 地域の活動

- (1) 実習生の受け入れ：主に学齢期における就労前教育の一環として、保護者教育とあわせて行う。対象＝小学校5年生以上、期間＝5日間、時期＝夏休み及び卒業時の春休み
- (2) 中学生の福祉体験学習の受け入れ
- (3) 教員免許特例法による介護等体験実習の受け入れ
- (4) 大学生の社会福祉士実習の受け入れ
- (5) 見学者の受け入れ：障がいのある方への正しい理解や可能性、支援体制等について、具体的に認知してもらう機会として積極的に受け入れる。
- (6) 海部津島地域福祉作業所連絡協議会への参加
海部津島地域の福祉作業所と交流会・研修会などを通して、親睦と情報交換を図る。
- (7) ボランティアの受け入れ：障がいのある方への地域社会の理解を深め、利用者の出会いを広げていくために積極的に受け入れる。
- (8) みんなのれいんぼう祭の開催：利用者主体の祭を企画開催し、利用者家族、ボランティア、関係他事業所、団体を受け入れてイベントの充実を図る。
- (9) 地域への施設の開放
- (10) 地域行事への参加・交流
- (11) 自立支援協議会との連携
- (12) グループホーム見学会の開催(随時)
- (13) 障害福祉や農福連携に触れる機会として、地域の小学生・高校生等の農作業体験を企画開催する。
- (14) 学校給食へ収穫した野菜を提供するなど、地産地消を推進する。
- (15) 地域連携推進会議と事業所見学会の開催(各年1回)

6 職員会議・職員研修(法人共通の物を除く)

- (1) 職員会議・・・全職員 月1回
- (2) ケース会議・・・生活介護担当職員 毎月1回
- (3) ホームスタッフ会議・・・所長、ホーム担当職員 毎月1回
- (4) 職員連絡会議・ケース検討・・・勤務者を除く全職員 毎日
- (5) 虐待防止委員会・・・所長・主任・サービス管理責任者・現場担当者 年3回
- (6) 有期契約職員研修・・・全有期契約職員対象 権利擁護、障害特性、感染症対策などの研修 年3、4回
- (7) 内部研修・・・医療・介護・障害特性などの知識、技術の取得、救命救急講習など 随時
- (8) 外部研修(随時)・・・支援技術向上のため、知的障害者福祉協会等の主催する研修会、研究大会に参加
- (9) その他会議・・・看護スタッフ会議、パートスタッフ会議、コア会議等必要に応じて随時開催

7 健康管理・防災

- (1) 日常の健康管理(検温・体重測定・血圧測定)
- (2) 健康診断(年1回)
- (3) 緊急時の対応(加賀医院に協力医療機関として対応依頼)
- (4) 防災訓練(担当者主導で各種避難訓練、非常通報機器や消火器の取り扱い訓練等を計画的に行う。夜間の時間帯を想定した内容での避難訓練も随時実施。)
- (5) 感染症の対策、てんかんの対応(入職時、その他随時実施)
- (6) 訪問歯科による口腔ケア指導及び治療(毎週1回)
- (7) 嘱託医による健康相談(毎月1回)

8 行事(年間予定表別掲)

- (1) 山の家合宿 6. 7月(1泊2日/3班)
- (2) 一泊旅行 9. 10月

あらくさ

あらくさ（生活介護事業所）

名古屋市千種区神田町 14 番 5 号

TEL:052-711-2180・FAX:052-737-2208

あらくさ共同生活援助事業所

名古屋市千種区神田町 14 番 5 号

TEL:052-711-2180・FAX:052-737-2208

1 事業運営の基本方針

あらくさは知的な障がいを持つ人たちの働く場であり生活する場として、仕事を通して、一人ひとりが社会の一員としての役割を持ち、地域の中で生きがいを持ってその人らしく暮らしていくための拠点として運営します。

2 生活介護事業

- 利用定員 生活介護 20 人
- 職員数 正規職員 8 人／有期契約職員 11 人
- 施設の規模 敷地面積 306.51㎡
建 物 349.56㎡（鉄筋コンクリート造 1、2階部分）

(1) 生産活動

利用者一人ひとりに合った作業や活動を提供し、それぞれがやりがい、楽しさを感じる居場所となるよう支援します。またパン店舗を地域社会との窓口として活用します。

①業種目・売上げ目標等

作業内容	協力先	売上目標
パン製造販売	さわらび園・希望ヶ丘保育園 いぶき保育園・かわさき保育園 新池保育園・千種区役所福祉課等	350万円
自主製品・雑貨販売	(主に店舗内販売)	7万円
バイク部品パッケージング作業	(株) アクティブ	20万円
箸入れ作業	箸大	12万円
ビル清掃	花時	6万円
療育援助発送作業	あさみどりの会法人本部	6.6万円
本部代行	あさみどりの会法人本部	1.9万円
その他		2万円
計		405.5万円

②就業日 年間を通して月平均22日とする。

③作業時間

来所	9:00	9:30	11:00	11:30	13:00	15:00	16:00	
	Am活動	茶休憩	Am活動	昼食・休憩	Pm活動①	茶休憩	掃除 休憩	帰宅

④工賃

別に定める工賃配分要綱に基づき、前年度の授産収入から材料費等を引いた額を目安として算定する。各人の工賃は毎年4月に施設長、サービス管理責任者、作業室担当者の参加する会議にて決定する。毎月1日から月末日までの出勤日数に日額金額を乗じた金額を翌月第3土曜日に支給する。賞与はその年の売上状況をみて6月と12月に支給する。

(2) 創作活動

①音楽活動…外部から音楽療法士を招聘。講師とのセッションを通して自己表現の広がりや心の開放につなげる活動。月2回。

- ②ダンス活動…外部講師によるヒップホップダンスのレッスンを受講。音楽に合わせた身体表現の活動。月2回。
- ③アトリエ活動…利用者の感性や創造性を大切に活動（月2回）
- ④ボッチャ、リズム体操など、身体を動かす活動
- ⑤その他…カラオケ、映画鑑賞などの余暇活動。

3 共同生活援助事業

利用者が家族のもとを離れても安心安全に暮らすことを目標に、スタッフの支援体制や環境整備等常に変化する状況に対応しながら、運営していきます。各ホームにおいて地域連携推進会議を開催します。

■建物の規模

名称	利用定員	建物構造等	敷地面積	床面積	事業開始年月
あらくさの家	6名	木造2階建て（半地下）	132.23㎡	131.86㎡	平成16年4月
神田ホーム	6名	鉄筋コンクリート造 （3階部分）賃借		178.2㎡	平成17年4月
新池ホーム（仮称）建設工事着工（令和9年4月開所）					

■職員数 正規職員 2人／嘱託職員 1人／有期契約職員 10人 ■利用者の状況（別掲）

4 家族との連携

- (1) 家族会 月1回
- (2) 自立をすすめる会（父親懇親会） 年1回
- (3) さをり織りの縫製（月1回）
- (4) 「あらくさの会」との連携
- (5) 合同きょうだい会（年1回）

5 地域の活動

- (1) ボランティアの受け入れ
- (2) 大学生の社会福祉士・介護福祉士・保育士の実習の受け入れ
- (3) 教員免許特例法による介護等体験の受け入れ
- (4) 事業所見学会の開催（年1回）
- (5) 自立支援協議会との連携
- (6) 神田町第7地区（町内会）の防災訓練への参加
- (7) 神田町内会総会にあらくさのパンを利用していただくなど町内会との連携
- (8) 地域のこども向けパン教室の開催
- (9) AED設置の事業所として万一の場合に貢献

6 職員会議・職員研修（法人共通の物を除く）

- (1) 職員会議（ケア会議）… 月1回
- (2) ホームスタッフ会議 … ホーム全体：月に1回 ホーム毎：月に各1回
- (3) スタッフ会議 … 毎月1回（作業室全スタッフ対象）
- (4) 職員連絡会議 … 毎日8：45～9：00
- (5) 虐待防止・身体拘束適正化委員会 … 所長・サービス管理責任者・現場担当者 年3回
- (6) スタッフ研修…職員及び全有期契約職員対象 権利擁護、障害特性などの研修 年2回
- (7) 内部研修…医療・介護・障害特性などの知識、技術の取得、救命救急講習など 随時
- (8) 外部研修（随時）…支援技術向上のため、知的障害者福祉協会等の主催する研修会に参加

7 健康管理・防災

- (1) 日常の健康管理（検温・体重測定・血圧測定）
- (2) 健康診断（年1回）
- (3) 緊急時の対応（土方クリニック宮田医院に協力医療機関として対応依頼）
- (4) 防災訓練（担当者主導で各種避難訓練、非常通報機器や消火器の取り扱い訓練等を計画的に行う。）
- (5) 感染症の対策、てんかんの対応（随時実施）

8 行事（年間予定表別掲）

- (1) 山の家合宿（1泊2日／3班） 5月
- (2) 一泊旅行 11月